

○群馬県屋外広告物条例に規定する知事が指定する区域、場所等

昭和 39 年 12 月 8 日告示第 598 号

群馬県屋外広告物条例(昭和 39 年群馬県条例第 81 号。以下「条例」という。)に規定する知事が指定する区域、場所等を次のとおり指定し、旧群馬県屋外広告物条例(昭和 24 年群馬県条例第 40 号)に基づき地域および場所を指定する告示(昭和 24 年群馬県告示第 347 号)は、昭和 39 年 12 月 31 日限り廃止する。

1 条例第 5 条第 1 号括弧書に規定する知事が指定する区域

- (1) 茂林寺風致地区の区域
- (2) 阿左美風致地区のうちJR両毛線から 100 メートル以内の地域を除く区域

2 条例第 5 条第 3 号に規定する知事が指定する範囲

渋川市赤城町上三原田所在の上三原田の歌舞伎舞台の周囲 100 メートル以内

3 条例第 5 条第 9 号に規定する知事が指定する区間

- (1) 県道渋川松井田線のうち渋川市元町地内県道渋川東吾妻線との分岐点から同市市道(伊)山手線との分岐点までの区間及び同市伊香保町伊香保地内の西沢橋から県道榛名山箕郷線との分岐点までの区間
- (2) 県道水上片品線のうち利根郡みなかみ町藤原字湯の小屋 6160 番の 14 地先から同町大穴 217 番地の 6 地先までの区間
- (3) 安中市市道横川妙義山線のうち同市松井田町五料地内の西尾橋から林道中木山線との分岐点までの区間及び林道中木山線の全区間
- (4) 国道 17 号線のうち利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉地内の新三国大橋から同町永井地内の吉野沢橋までの区間
- (5) 国道 292 号線のうち吾妻郡長野原町大字大津地内の起点から同郡草津町大字草津旧社地 7 番地先までの区間
- (6) 県道沼田赤城線のうち沼田市利根町砂川字滝ノ上五六二番地の二地先から前橋市との境界までの区間
- (7) 県道沼田水上線のうち利根郡みなかみ町上牧地内奈女沢橋から同町湯原地内母谷沢橋までの区間
- (8) 国道 120 号線のうち沼田市利根町園原字中野 1776 番の 2 地先から沼田市白沢町生枝字大穴 1227 番の 1 地先までの区間
- (9) 国道 18 号線のうち安中市松井田町入山地内の碓氷バイパスの起点から同市松井田町北野牧地内の長野県との境界までの区間

4 条例第 5 条第 10 号に規定する知事が指定する区域(自家広告物等を当該道路に向けないで表示する場合を除く。)

- (1) 東北自動車道の全区間の路端から両側 300 メートル以内の区域

(2) 関越自動車道の全区間の路端から両側 300 メートル以内の区域(前橋市、高崎市及び藤岡市の区域を除く。)

(3) 上信越自動車道の全区間の路端から両側 300 メートル以内の区域(高崎市、藤岡市、富岡市及び下仁田町の区域を除く。)

(4) 3において指定する区間の路端から 100 メートル以内の地域

5 条例第5条第 13 号に規定する知事が指定する区域

(1) 自家広告物等を表示し、又は設置する場合を除き、洞元湖、藤原湖、神流湖、赤谷湖、大峯沼及び草木湖並びにこれらの湖沼の周囲 100 メートル以内の区域(藤岡市の区域を除く。)

(2) 利根郡昭和村大字川額字軍原 136 番の2地先片品川合流点から利根郡昭和村大字川額字岩下甲 1926 番地先までの利根川左岸の地域

6 条例第5条第 14 号に規定する知事が指定する区域

JR上越新幹線上毛高原駅、同長野新幹線安中榛名駅及び同上越線渋川駅の駅前広場

前 文(抄)(昭和 44 年5月 16 日告示第 274 号)

昭和 44 年6月1日から施行する。

前 文(抄)(昭和 49 年 12 月 27 日告示第 803 号)

昭和 50 年1月1日から施行する。

前 文(抄)(昭和 60 年 10 月1日告示第 720 号)

昭和 60 年 10 月 15 日から施行する。

前 文(抄)(平成5年3月9日告示第 209 号)

平成5年3月 27 日から施行する。

前 文(抄)(平成8年9月 27 日告示第 650 号)

平成8年 10 月1日から施行する。

前 文(抄)(平成 13 年3月 30 日告示第 219 号)

平成 13 年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成 14 年5月 31 日告示第 324 号)

公布の日から施行する。

前 文(抄)(平成 16 年 12 月 24 日告示第 681 号)

公布の日から施行する。

前 文(抄)(平成 17 年2月 13 日告示第 92 号)

公布の日から施行する。

前 文(抄)(平成 17 年3月 25 日告示第 213 号)

平成 17 年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成 17 年5月 31 日告示第 363 号)

平成 17 年6月 13 日から施行する。

前 文(抄)(平成 17 年9月 30 日告示第 537 号)

平成 17 年 10 月1日から施行する。

前 文(抄)(平成 18 年3月 17 日告示第 209 号)

平成 18 年3月 18 日から施行する。

前 文(抄)(平成 20 年2月 29 日告示第 93 号)

平成 20 年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成 21 年3月 27 日告示第 108 号)

平成 21 年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成 21 年3月 27 日告示第 109 号)

平成 21 年5月5日から施行する。

前 文(抄)(平成 23 年3月 25 日告示第 88 号)

平成 23 年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成 24 年3月2日告示第 78 号)

平成 24 年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成 24 年9月 28 日告示第 309 号)

平成 24 年 10 月1日から施行する。

前 文(抄)(平成 26 年9月 26 日告示第 275 号)

平成 26 年 10 月1日から施行する。

前 文(抄)(平成 27 年3月 27 日告示第 82 号)

平成 27 年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成 29 年3月 17 日告示第 89 号)

平成 29 年4月1日から施行する。